

名張市応急手当に係る見舞金支給基準

(目的)

第1条 この基準は、バイスタンダー（名張市消防本部が管轄する区域内における救急現場に居合わせた者をいう。以下同じ。）が応急手当の実施により名張市消防本部の救急業務に協力し、その応急手当の実施に伴い感染症のり患が疑われた際の検査費用を、見舞金として支給することでその損害を軽減し、誰もが安心して応急手当ができる環境を整え、応急手当の普及啓発を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応急手当 心肺蘇生処置、大出血時の止血、傷病者管理、外傷の手当、搬送等をいう。
- (2) 偶発的事故 応急手当の実施中に生じた偶然な事故をいう。
- (3) 心肺蘇生処置 人工呼吸、胸骨圧迫心マッサージ及びAEDによる除細動をいう。
- (4) 感染症 エボラ出血熱、南米出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、HBV、HCV、HIV及び梅毒をいう。
- (5) 検査 直後検査及び結果検査をいう。
- (6) 直後検査 偶発的事故が発生してからその日を含めて7日以内（7日目の午後12時までをいう。）に行うもので、応急手当の実施と関係なく既に感染症にり患していないかを確認するための血液検査等をいう。
- (7) 結果検査 直後検査を行った日から、その日を含めておおむね3か月経過した時点で行うもので、偶発的事故による感染の有無を調べるための血液検査等をいう。
- (8) HBV B型肝炎ウイルスをいう。
- (9) HCV C型肝炎ウイルスをいう。
- (10) HIV ヒト免疫不全ウイルスをいう。

(適用要件)

第3条 この基準の適用要件は、バイスタンダーが偶発的事故により感染症にり患した疑いのある場合において、応急手当を実施した事実及び応急手当の実施に伴い感染症にり患した疑いがあることを名張市消防本部が客観的に判断できるときとする。

(見舞金の支給)

第4条 前条に規定する適用要件に該当する者（以下「見舞金支給対象者」という。）が感染症の検査を受けた場合には、見舞金（以下「見舞金」という。）として、2万5,000円を支給する。

(見舞金の支給を認めない場合)

第5条 次に掲げる事由によって生じた事故に対しては、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者（法定相続人をいう。以下同じ。）の故意又は重大な過失
- (2) 見舞金支給対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- (3) 見舞金支給対象者の麻薬、あへん、大麻、覚醒剤、シンナー等の使用
- (4) 見舞金支給対象者の疾病又は心神喪失
- (5) 地震、噴火又はこれらによる津波
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）
- (7) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (8) 前3号に掲げる事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 前号に掲げる事由以外の事由によって生じた放射線照射又は放射能汚染

2 前項の場合のほか、見舞金支給対象者の請求又は受領に不正の事実があった場合その他名張市消防本部が不適正と判断した場合は、見舞金を支給しないものとする。

(事故の報告)

第6条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者は、見舞金の支給を受けようとするときは、その原因となった偶発的事故が発生した日から起算して30日以内に事故発生状況を名張市消防本部に届け出るものとする。この場合において、名張市消防本部は必要に応じて説明を求めることができる。

2 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が正当な理由がなく前項に規定する報告を行わなかったとき、又はその報告について知っている事実を告げなかったとき、若しくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しないものとする。

(見舞金の請求)

第7条 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者は、見舞金の支給を受けようとするときは、応急手当に係る見舞金請求書（様式第1号）に必要書類を添付して書類を提出するものとする。

2 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が、見舞金の請求を第三者に委任する場合には、前項に規定する提出書類のほか、委任状（様式第2号）を提出するものとする。

3 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者に対し、必要に応じて前2項に規定す

る提出書類以外の書類の提出を求めることができるものとする。

- 4 見舞金支給対象者又は見舞金を受け取るべき者が第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は提出書類において知っている事実を告げなかったとき、若しくは不実のことを告げたときは、見舞金を支給しない。

(見舞金の支給手続)

第8条 市長は、前条第1項から第3項までに規定する提出書類等を受領した日から30日以内に見舞金が支給されるよう手続を行うものとする。ただし、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく手続を行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年1月1日から施行し、令和元年12月1日に実施した応急手当により生じた事故から適用する。

応急手当に係る見舞金請求書

年 月 日

宛て

¥

1. 見舞金請求者

住所	<input type="text"/> - <input type="text"/>			
フリガナ				TEL
氏名		㊟	連絡先	日 中 連絡先

2. 見舞金振込先

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)	支 店	預金種目	口座番号 (右づめでご記入ください)
銀行	本店	普通	<input type="text"/>
金庫	支店		
農協	出張所	当座	
ゆうちょ銀行	店 番	預金種目	番 号 (右づめでご記入ください)
貯金通帳の見開き下に記載された振込口座の店番・番号を記入してください。		普通 当座	<input type="text"/>
(フリガナ)	*必ず記入してください。		
口座名義人			

3. ご添付いただく書類 (本請求書に以下の書類を添付してください。)

- ① 見舞金支給対象者の本人確認書類の写し

(例) 運転免許証 健康保険証 等

- ② 医療機関で「感染検査」を実施したことを証明する書類※

※医療機関で、血液検査等の「感染検査」を実施したことが確認できるものを指します。

(例) 診療明細書、検査結果報告書、感染症検査結果報告書、HIV 検査報告書、肝炎ウイルス検診専用報告書等

消防本部受領印

--

様式第2号（第7条関係）

委任状

宛て

住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、応急手当に係る見舞金の請求に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者	住所
	氏名 印